

危険物安全週間

●危険物とは

消防法では「火災発生または拡大の危険性が大きい」「火災の際の消火の困難性が高い」などの性状を有する物質を危険物と指定し、私たちの身近なものでは、ガソリン・混合油・灯油・軽油・油性塗料などがあります。これらは生活を豊かにする働きがある反面、取扱いを誤ると大きな被害を発生しかねない危険があります。

●実施期間

令和5年6月4日（日）から6月10日（土）まで

●危険物の貯蔵・取扱いの注意事項

- みだらに火気を使用しない。
- 常に整理、清掃を行う。
- 漏れ、あふれ、飛散しないようにする。
- 危険物を収納する容器は、法令で定められたものを使用する。

※貯蔵や取扱いの方法を再度確認し危険物による事故を防ぎましょう。

令和5年度危険物安全週間推進標語
「意志つなぐ 連携プレーで 事故防ぐ」